運転資本	営業資本	
	貯蔵品	
繰延償却資産	株式交付費	
	社債発行費	
	開発費	

別表第２（第６条、第24条関係）

第１表

一般管理費等及び販売費の整理の基準

１．一般管理費等へ整理された基礎原価等項目ごとの額の８部門（水力発電費、火力発電費、原子力発電費、新エネルギー等発電費、送電費、変電費、配電費及び販売費）への整理の基準

⑴　基礎原価等項目ごとの額のうち発生の主な原因に応じて配分が可能な額を、基礎原価等項目ごとに、各８部門に直接整理（以下「直課」という。）すること。

⑵　⑴の整理により難い基礎原価等項目ごとの額を、第２表に定める活動帰属基準（代表的な物量若しくは金額の比率をいう。以下同じ。）又は配賦基準（他の基礎原価等項目において整理済みの物量若しくは金額の比率をいう。以下同じ。）を用いて整理すること。

２．販売費の離島供給費及び非離島供給費への整理の基準

⑴　基礎原価等項目ごとの額のうち発生の主な原因に応じて配分が可能な額を、基礎原価等項目ごとに離島供給費又は非離島供給費に直課すること。

⑵　⑴の整理により難い基礎原価等項目ごとの額を、第４表に定める活動帰属基準又は配賦基準を用いて整理すること。

３．離島供給費及び非離島供給費へ整理された販売費の給電費、需要家費及び一般販売費への整理の基準

⑴　基礎原価等項目ごとの額のうち発生の主な原因に応じて配分が可能な額を、基礎原価等項目ごとに、給電費、需要家費又は一般販売費に直課すること。

⑵　⑴の整理により難い基礎原価等項目ごとの額を、第２表に定める活動帰属基準又は配賦基準を用いて整理すること。

４．給電費、需要家費及び一般販売費のネットワーク費用及び非ネットワーク費用への整理の基準

⑴　３．により給電費、需要家費及び一般販売費へ整理された基礎原価等項目ごとの額のうち発生の主な原因に応じて配分が可能な額を、基礎原価等項目ごとに、それぞれ、ネットワーク給電費、ネットワーク需要家費若しくはネットワーク一般販売費又は非ネットワーク給電費、非ネットワーク需要家費若しくは非ネットワーク一般販売費に直課すること。

⑵　⑴の整理により難い基礎原価等項目ごとの額を、第２表に定める活動帰属基準又は配賦基準を用いて整理すること。

注　第39条第２項及び第41条第２項の規定による変更をしようとする特定小売供給約款で設定する料金の算定に準用される第６条第２項及び第４項並びに第24条第２項及び第４項を適用する場合は、「基礎原価等項目」は「変分基礎原価等項目」とする。

第２表

活動帰属基準、配賦基準分類表

	一般管理費等（第１表１．⑵関係）		販売費並びに給電費、需要家費及び一般販売費（第１表３．⑵及び４．⑵関係）	
	活動帰属基準	配賦基準	活動帰属基準	配賦基準
役員給与	直課された各部門人員数比	—	直課された人員数比	—
給料手当	同　上	—	同　上	—
給料手当振替額（貸方）	同　上	—	同　上	—
退職給与金	同　上	—	同　上	—
厚生費	同　上	—	同　上	—
雑給	同　上	—	同　上	—
消耗品費	同　上	—	同　上	—
修繕費	各部門業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。）	—	業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。）	—
補償費	—	直課された各部門補償費比	—	直課された人員数比
賃借料	各部門業務用建物床面積比（建物については、賃借物件に限る。）	—	業務用建物床面積比（建物については、賃借物件に限る。）	—
託送料				
事業者間精算費				
委託費	—	各部門業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。）	—	業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。）
損害保険料	—	直課された各部門損害保険料比	—	直課された人員数比
普及開発関係費	—	各部門原価比（当該各部門原価のうち電気事業報酬の額については、特別関係事業者（一般送配電事業者である者に限る。）がいる場合を除き、第四条第二項第二号又は同条第三項第二号に掲げる一般送配電事業等に係る電気事業報酬の額を内容ごとに一般送配電事業等に係る各部門設備別帳簿価額比で整理し、総電気事業報酬額から当該一		